

秋田県認知症施策推進計画

(素案)

令和 7 年 12 月

秋田県

目次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	2
第4節 計画の策定体制・推進体制	2
第5節 本人・家族等の参画の考え方	3
第2章 秋田県における認知症を取り巻く現状	4
第1節 認知症に関する統計	4
第2節 認知症に関するこれまでの主な取り組み	11
第3節 本人・家族の思いと現状の捉え方	13
第3章 認知症施策の基本的な方向性	14
第1節 基本理念と目指す姿(ビジョン)	14
第2節 基本目標	16
第3節 施策体系	17
第4章 基本施策と重点施策	18
第1節 認知症に関する県民の理解の増進	18
第2節 認知症の予防	19
第3節 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	20
第4節 認知症のある人の社会参加の機会の確保	21
第5節 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護	23
第6節 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	24
第7節 認知症のある人や家族の相談体制の整備	25
第8節 関係機関との連携の推進	26
第5章 秋田県認知症施策推進計画の目標指標	28

第 1 章 計画の基本事項

第 1 節 計画策定の趣旨

本県では、全国でも最も高い水準で高齢化が進んでおり、令和7(2025)年時点での認知症高齢者数は45,900人、高齢者の12.9%(約8人に1人)と推計されています。高齢化のさらなる進行に伴い、認知症のある人は今後も増加が見込まれ、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを進めることは、喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、県ではこれまで、「健康秋田21計画」や「介護保険事業支援計画」などにおいて認知症を重要課題に位置付け、認知症サポーターの養成や「あきたオレンジ大使」の設置など、地域ぐるみの理解促進と支援体制の整備に取り組んできました。

国においては、急速に高齢化が進む中で、認知症対策を重要な社会的課題とし、平成24年の「認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)」、平成27年の「新オレンジプラン」を経て、医療・介護サービスや地域支援体制の整備を推進してきました。さらに、令和元年の「認知症施策推進大綱」では、「共生」と「予防」を両輪とする総合的な施策が全国的に展開されています。令和6年には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「基本法」という。)が施行され、同年12月には、同法に基づく国の「認知症施策推進基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定されました。

同計画では、認知症のある人を含めたすべての国民が、その個性と能力を発揮しながら共生する社会の実現を国の政策の根幹に据え付けて、「認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことを持ち、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という「新しい認知症観」を示しました。認知症は誰もがなりうるものであるという共通認識のもと、この新たな認知症観に立ち、認知症のある人や家族、地域住民、専門職、行政、企業など、多様な主体が互いに尊重し、支え合いながら、共生社会を築くことが重要とされています。

本計画は、基本法および国の基本計画の理念を踏まえつつ、地域の特性やニーズに応じた実効性のある施策を総合的に推進し、誰もが希望を持って自分らしく暮らせる「秋田ならではの共生社会」の実現をめざすものです。

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、基本法第 12 条に規定する都道府県認知症施策推進計画とするものであり、本県の実情に即した認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。これまで本県では、「秋田県第9期介護保険事業支援計画・第10期老人福祉計画」（令和6年3月策定）において、令和6年度から8年度までの認知症施策推進計画を盛り込んできましたが、国の基本計画の策定を踏まえ、今回、独立した計画として改めて策定するものです。

本計画は、「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」をはじめとする関連計画との整合を図りながら、連携して推進します。さらに、市町村が市町村認知症施策推進計画を策定する際の基本的指針としての役割も果たします。

第 3 節 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和 12 年度までの5年間とします。

ただし、認知症を取り巻く社会状況や国の施策動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

第 4 節 計画の策定体制・推進体制

本計画を推進し、認知症になってからも誰もが自分らしく暮らせる地域を実現するためには、行政をはじめ、保健・医療・福祉、教育、労働、企業、地域組織、ボランティアなど、多様な主体が一体となって取り組むことが重要です。認知症施策は、本人や家族が主体的に関わるのが大切であり、その主体性を尊重するとともに、地域全体で本人・家族の暮らしを支える仕組みを整えていくことが求められます。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係団体、医療・介護・福祉関係者、認知症の本人および家族等から幅広く意見を聴取し、その内容を踏まえて作成しました。

今後は、庁内関係部局や関係機関が連携しながら、本計画に掲げる施策を着実に推進していきます。また、社会情勢や施策の進捗等を踏まえ、必要に応じて適切に対応していきます。

第5節 本人・家族等の参画の考え方

基本法および国の基本計画では、認知症のある人やその家族等の意見を聴き、参画を得ながら施策を立案・実施・評価していくことが求められています。本計画においても、認知症のある人を一人の尊厳のある個人として捉え、その思いや経験を踏まえながら、地域の多様な関係者対話を重ね、共に施策を進めていきます。

策定にあたっては、認知症のある人や家族の声を直接伺う場を設けたほか、パブリックコメントで寄せられた県民の意見も踏まえました。

今後も、計画の実施・評価・見直しの各段階において、本人・家族等の参画を確保し、継続的な対話を通じて施策の充実を図っていきます。

【本人・家族の声】

第2章 秋田県における認知症を取り巻く現状

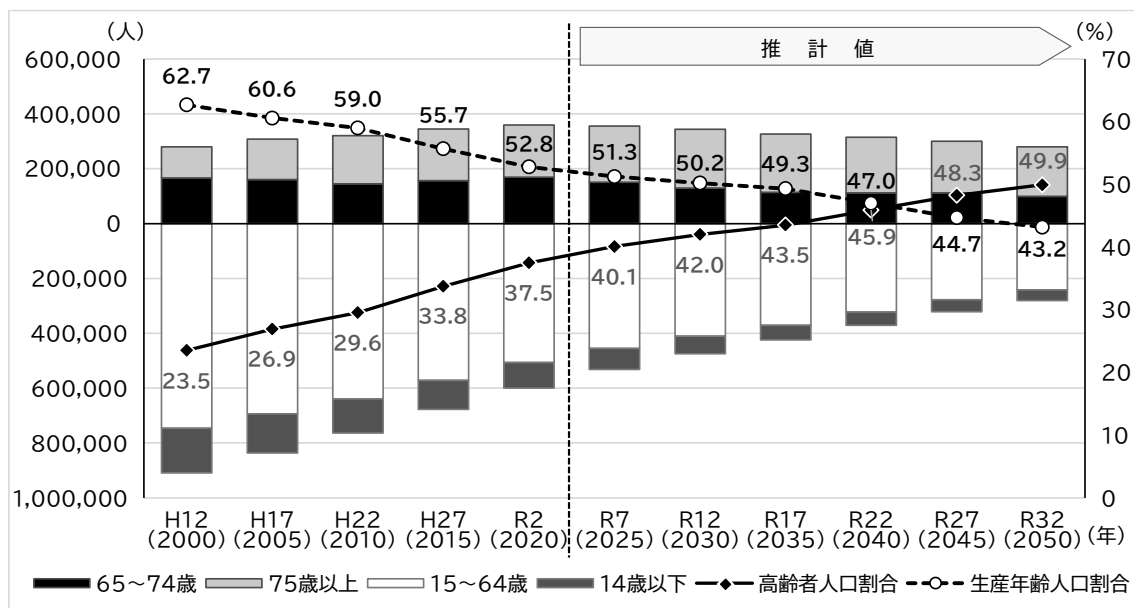
第1節 認知症に関する統計

① 秋田県の高齢者数(率)の現状と将来推計

本県の令和7(2025)年における65歳以上の人口は356,072人(うち75歳以上は205,446人)で、総人口に占める割合は40.1%と推計されています。高齢者人口割合(高齢化率)は今後も上昇を続け、令和27(2045)年には48.3%に達し、生産年齢人口割合(44.7%)を上回ると見込まれています。さらに令和32(2050)年には49.9%に達し、県民の約2人に1人が65歳以上となる見通しです。

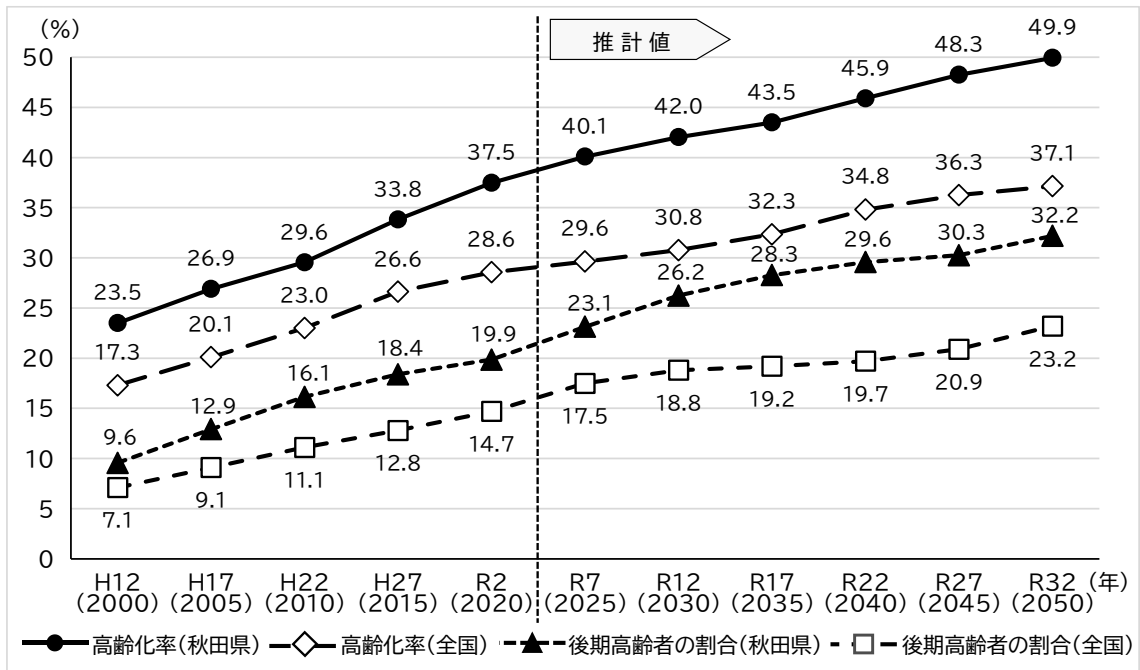
本県の高齢化率および後期高齢者(75歳以上)人口割合は、いずれも全国平均を上回る水準で推移しています。

【秋田県の人口推移】



R7(2025)以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

【秋田県と全国の高齢化率の推移】



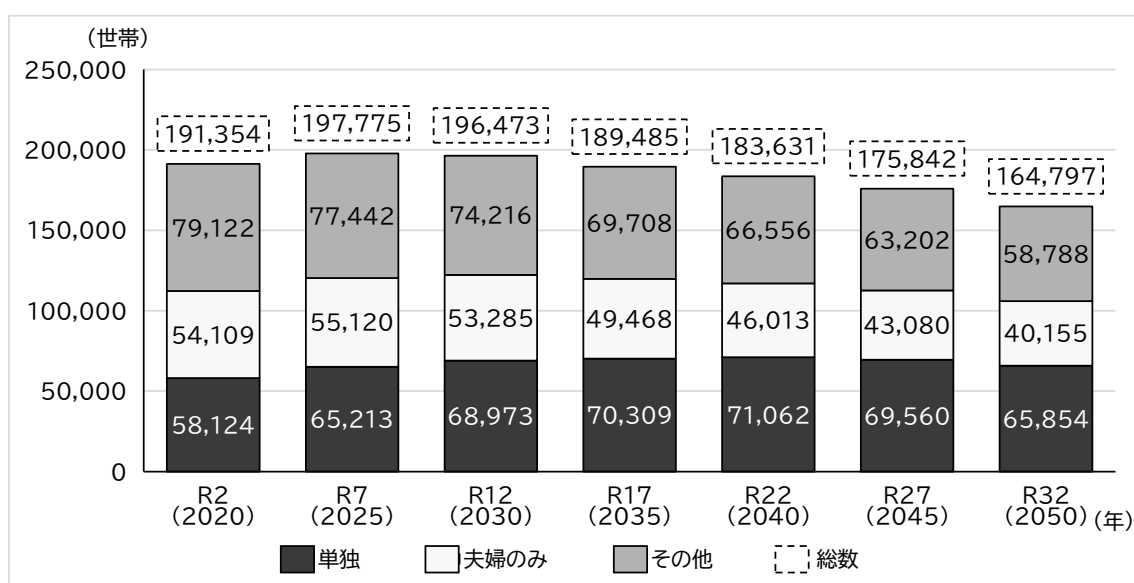
【本人・家族の声】

② 秋田県の高齢者世帯数(率)の将来推計

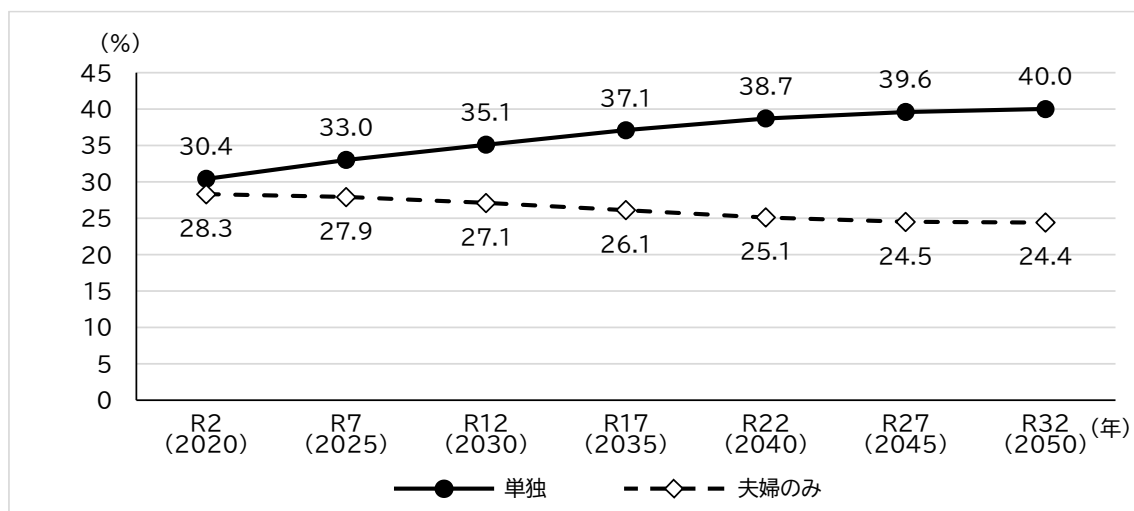
本県における世帯主が 65 歳以上の世帯（以下「高齢者世帯」という。）の総数は、令和 7（2025）年をピークに減少へ転じる見込みです。一方、世帯主が 75 歳以上の世帯（以下「後期高齢者世帯」という。）は、令和 17（2035）年頃まで増加が続き、その後は緩やかに減少に向かうと見込まれています。

また、単独世帯の割合は、高齢者世帯および後期高齢者世帯のいずれにおいても今後上昇を続け、令和 32（2050）年にはそれぞれ 40.0%、42.0%に達する見込みです。

【秋田県の世界主 65 歳以上の世帯数の将来推計】

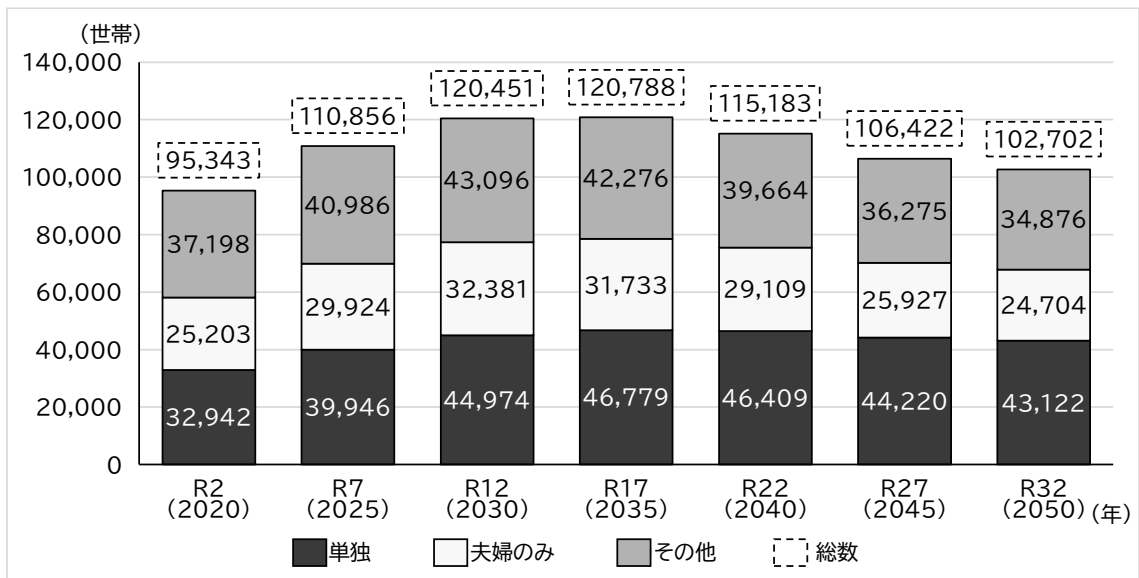


【秋田県の世界主 65 歳以上世帯における単独世帯、夫婦のみ世帯の割合の推計】

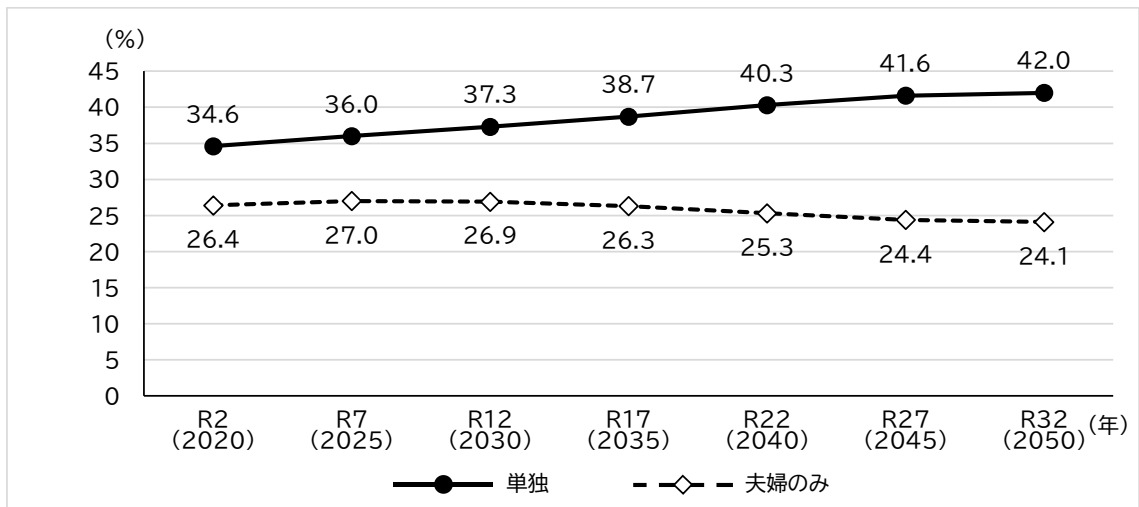


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計) 令和 6(2024 年)年推計」

【秋田県の家帯主 75 歳以上の家帯数の将来推計】



【秋田県の家帯主 75 歳以上家帯における単独家帯、夫婦のみ家帯の割合の推計】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の家帯数の将来推計(全国推計) 令和 6(2024 年)年推計」

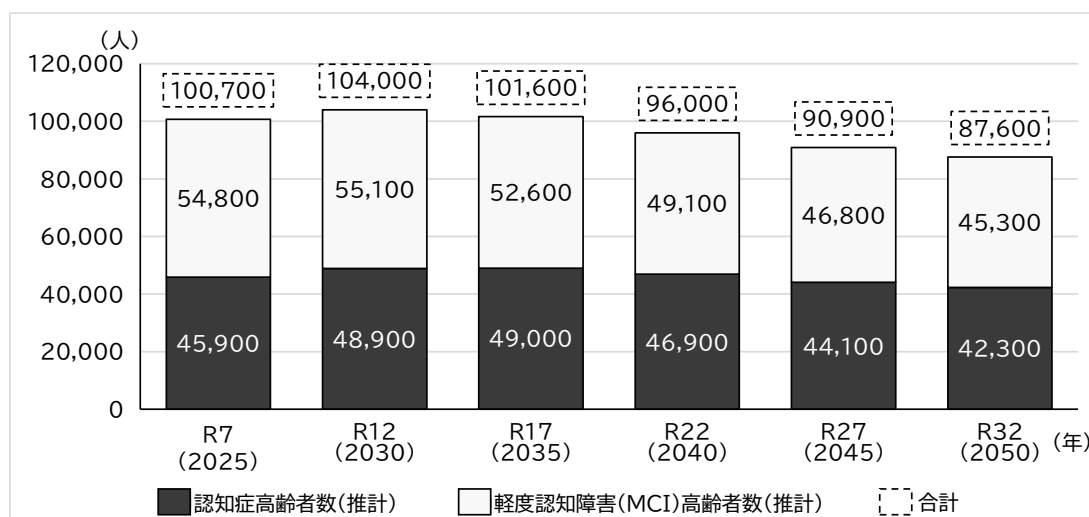
③ 秋田県の認知症高齢数(有病率)の将来推計

「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)の調査結果を用いて、本県の認知症高齢者数の推計を行った場合、令和7(2025)年で約 45,900 人、その後令和 17(2035)年には約 49,000 人まで拡大すると見込まれています。

また、同様の方法により、本県における軽度認知障害(MCI)の高齢者数を推計した場合、令和7(2025)年で約 54,800 人、5 年度の令和 12(2030)年には約 55,100 人とピークを迎えることが見込まれます。

認知症及び軽度認知障害の高齢者数の合計は、令和7(2025)年時点で約 10 万人となり、全県民の約 8 人に 1 人、高齢者の約 3 人に 1 人は認知症のある方と推計されます。

【秋田県における認知症高齢者数の将来推計】



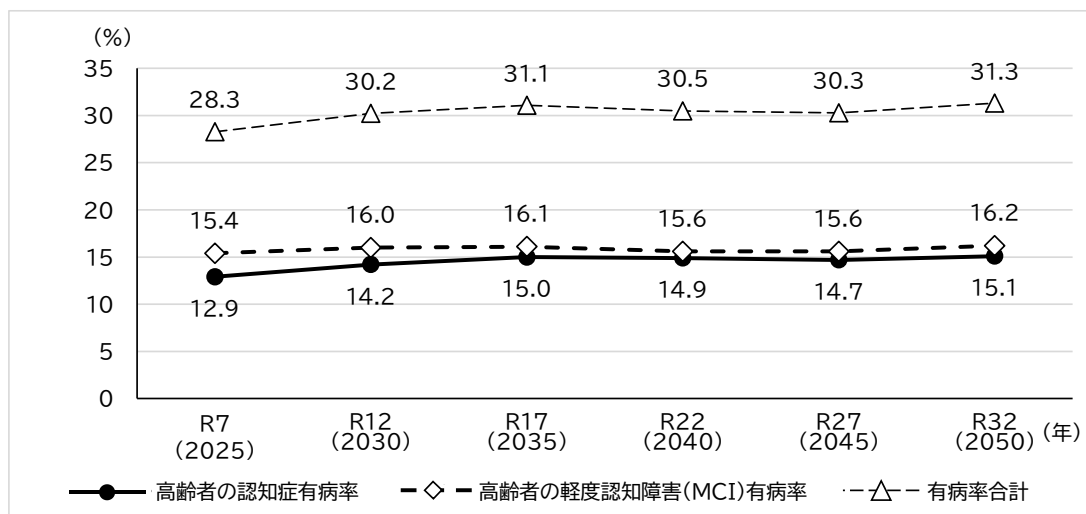
	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
65歳以上人口	356,072	344,155	326,981	315,002	300,194	279,900
認知症高齢者数(推計)	45,900	48,900	49,000	46,900	44,100	42,300
軽度認知障害(MCI)高齢者数(推計)	54,800	55,100	52,600	49,100	46,800	45,300
高齢者の認知症有病率	12.9	14.2	15.0	14.9	14.7	15.1
高齢者の軽度認知障害(MCI)有病率	15.4	16.0	16.1	15.6	15.6	16.2

※推計値は十の位以下を切り捨てて整理したため、合計値と一致しない場合がある。

資料(65歳以上人口): 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

資料(有病率): 「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学二宮利治教授)

【わが国における認知症および MCI の有病率の将来推計】



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学二宮利治教授）

コラム

第 2 節 認知症に関するこれまでの主な取り組み

本県では、国の「新オレンジプラン」や「認知症施策推進大綱」等の方向性を踏まえ、認知症のある人やその家族、地域住民が安心して暮らせる社会の実現を目指し、関係機関・団体との連携のもと、さまざまな取組を進めてきました。

以下に、これまでの主な取組を分野ごとに整理します。

① 知識の普及・啓発

認知症への理解を深め、支え合いの輪を広げることを目的に、県民一人ひとりが正しい知識を持ち、行動できる環境づくりを推進しています。

- ・認知症サポーターの養成と活動支援
- ・キャラバン・メイトの養成研修による講師体制の整備
- ・地域での生活支援ニーズと結びつける「チームオレンジ」などの仕組みづくり
- ・サポーター養成講座の講師役を育成し、普及体制を整備
- ・あきたオレンジ大使（認知症希望大使）による普及啓発活動
- ・本人が自らの体験を語り、社会の理解を広げる発信の場の創出

② 認知症の予防

発症をできる限り遅らせ、進行を緩やかにすることで心身の健康を維持できるよう、県民が日常生活の中で予防に取り組める環境を整えています。

- ・運動や生活習慣病予防、社会参加の効果に関する情報発信
- ・「認知症施策推進ネットワーク会議・予防部会」の開催
- ・発症遅延やリスク低減の方策の検討と施策への反映
- ・加齢性難聴の早期発見

③ 早期発見・早期対応

認知症の早期診断と適切な支援につなげるため、医療と福祉の連携を強化し、相談・診療体制の充実を図っています。

- ・各圏域における認知症疾患医療センターの整備
 - ・鑑別診断や専門相談に対応可能な体制づくり
 - ・医師会や地域包括支援センター等による連携協議会の設置
 - ・新薬の導入を踏まえた医療提供体制の整備
- （令和5年12月のアルツハイマー型認知症治療薬保険適用への対応）

④ 本人・家族への支援

認知症のある本人や家族の声を施策に反映し、安心して暮らしを続けられるよう支援体制の充実を図っています。

- ・本人・家族の意見を反映する仕組みづくり(委員としての参画など)
- ・「ケアラーサポート LINE 秋田」や地域包括支援センターによる相談体制の整備
- ・認知症カフェや家族の集いの開催支援

⑤ 若年性認知症への支援

65 歳未満で発症する若年性認知症のある人と家族が、就労や生活の不安を抱えることなく過ごせるよう、専門的な支援を進めています。

- ・若年性認知症支援コーディネーターの配置と相談対応
- ・受診や社会参加につなげる普及啓発リーフレットの作成
- ・症状への気づきと早期受診を促す資料の作成・周知

⑥ 人材育成

医療・介護・地域支援など多様な分野で認知症に対応できる人材の育成を進め、地域全体で支える力の強化を図っています。

- ・医療・介護従事者等を対象とした認知症対応力向上研修
- ・多職種が連携して学び合う研修や実践交流の実施
- ・地域包括支援センター・初期集中支援チーム等の活動充実

第3節 本人・家族の思いと現状の捉え方

基本法および国の基本計画では、認知症のある人やその家族等の意見を聴き、参画を得ながら施策を進めていくことが求められています。本計画においても、この考え方を踏まえ、認知症のある人や家族の思いを施策の検討に生かしていきます。認知症のある人や家族が、日々の暮らしの中でどのような思いや課題を抱えているかを把握することは、統計や制度の数値だけでは見えない現実を捉えるうえで重要です。

このため、計画策定にあたり、若年性認知症サロンや家族の会、本人ミーティングなどの場で、生活の中で感じている不安や願い、支援への期待などについて意見を伺いました。限られた機会ではありますが、「好きなことはこれからも続けたい」「働きたい」との前向きな声や、「運転技能を客観的にチェックする制度がほしい」「家族だけでは支えきれない」「通院や外出時の支援がほしい」といった切実な訴えが寄せられました。

こうした語りからは、認知症による変化と、加齢や社会環境による変化が複雑に絡み合う実態も見えてきます。困りごとの背景には、病気そのものだけでなく、交通や就労、地域の理解など社会の仕組みに起因する要因も多く、これらを丁寧に見極めながら施策を進めていくことが重要です。

本人や家族の声は、単なる意見ではなく、地域の課題構造を捉える手がかりです。これらを通して、認知症をめぐる現状を多面的に見つめながら、今後の施策の方向を検討していく視点が求められます。

【本人・家族の声】

第3章 認知症施策の基本的な方向性

第1章で示した計画の趣旨や国の動向、および第2章で明らかにした本県の現状やこれまでの取組を踏まえ、本章では、今後の認知症施策をどのような考え方のもとで進めていくのか、その基本的な方向性を示します。

国の「認知症施策推進基本計画」および「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念を基礎とし、誰もが希望をもって自分らしく暮らせる社会の実現に向けた理念・目標・施策の体系を整理します。

本計画では、認知症のある人を単に「支える対象」としてではなく、「一人の尊厳のある個人」として捉えます。一人ひとりの思いや生活の実感に耳を傾け、同じ社会の一員として地域での暮らしを共につくっていくことを重視します。

第1節 基本理念と目指す姿（ビジョン）

高齢化が全国で最も進む本県では、認知症のある人も住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう支える仕組みづくりが重要な課題のひとつであり、県民一人ひとりが「新しい認知症観」に立ち、互いに尊重し、支え合う地域社会を築いていくことが大切です。

本計画では、この考え方をもとに、次の5つの基本理念を掲げます。

【新しい認知症観】

「新しい認知症観」とは、認知症を誰もがなりうる身近なものとして受けとめ、認知症になっても一人ひとりが個人としての尊厳を保ちながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

認知症のある人は、記憶や判断力などに変化が生じたとしても、できることややりたいことがあり、地域の中で仲間とつながりながら生活する力を持っています。社会全体がこの視点に立ち、本人の個性と能力を発揮させながら、その人らしい暮らしをともに実現していくことが重要です。

この考え方は、平成27(2015)年の「新オレンジプラン」や令和元(2019)年の「認知症施策推進大綱」で示された方向性を引き継ぎ、令和6(2024)年12月に策定された国の「認知症施策推進基本計画」において明確に位置づけられました。認知症のある人を従来の「支える対象」という見方から一歩進め、個性や経験をいかしながら、ともに地域で支え合って生きる存在としてとらえる考え方です。一人ひとりが、その人らしさを保ちながら、地域で共に暮らし続けられる社会をめざします。

この「新しい認知症観」は、認知症のある人への理解を深め、その人の思いや願いに寄り添う社会を育むための基盤となる考え方です。

基本理念

尊厳の尊重

認知症になってからも、尊厳を保持する一人の人間であることを尊重する。

本人主体

認知症の人を、「支える対象」としてだけではなく「権利の主体」として位置づける。

理解と共感

認知症を正しく理解し、全ての人が自分ごととして考える。

自分らしさの尊重

認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、できることや個性を生かす。

共生

誰もが対等な地域の一員として支え合い、共に生きる。

備え

誰もが認知症になり得ることを前提に、発症を遅らせ、認知症になってからも進行が緩やかになるよう、科学的知見を共有しリスクに備える。

これらの理念を踏まえ、本計画を通じて目指す姿を次のとおり定めます。

目指す姿(ビジョン)

**認知症があってもなくても、
県民一人ひとりが互いに尊重し、支え合いながら、
誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる秋田を実現する。**

第2節 基本目標

前項で掲げた目指す姿の実現のため、次の4つの基本目標を定めます。

1. 認知症への理解と共感の促進

認知症に関する理解が深まり、思いに寄り添う関係が広がることは、本人や家族が安心して暮らせる地域につながります。

県民一人ひとりが「新しい認知症観」に触れ、身近な暮らしの中で自然に認知症を考え合える社会づくりを進めます。

また、日頃から定期的な運動やバランスのよい食事、人との交流など、認知症の発症リスクを低下させる生活習慣を幅広い世代で取り入れることを推進します。

2. 認知症になってからも自分らしく暮らせる地域づくり

認知症のある人の意思を尊重し、地域の一員として暮らし続けられる環境を整えることは、誰にとっても安心して暮らせる地域を実現するために必要です。本人や家族が孤立せず、役割や生きがいを持ちながら社会参加できるよう支援し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えます。

3. 切れ目のない医療・介護・福祉の体制整備

認知症の進行や生活状況の変化に応じて、必要な支援を継続的に受けられる体制は、本人と家族が安心して暮らしを続けるために不可欠です。

予防や早期発見、本人主体のケアを重視するとともに、医療・介護・福祉の各分野が連携して、地域全体で支える体制を整備します。

4. 身近で相談しやすい支援体制の整備

身近に相談できる体制を整えることは、本人や家族の不安を軽減し、早期対応や重度化の防止につなげるために必要です。軽度認知障害（MCI）の段階では、予防の取組によって状態を維持したり、認知症の発症を遅らせたりすることが期待できるため、その入口となる相談機関は大きな役割を担います。

関係機関が連携し、不安や困りごとを抱える人が気軽に相談でき、必要な支援につながる仕組みを充実させます。

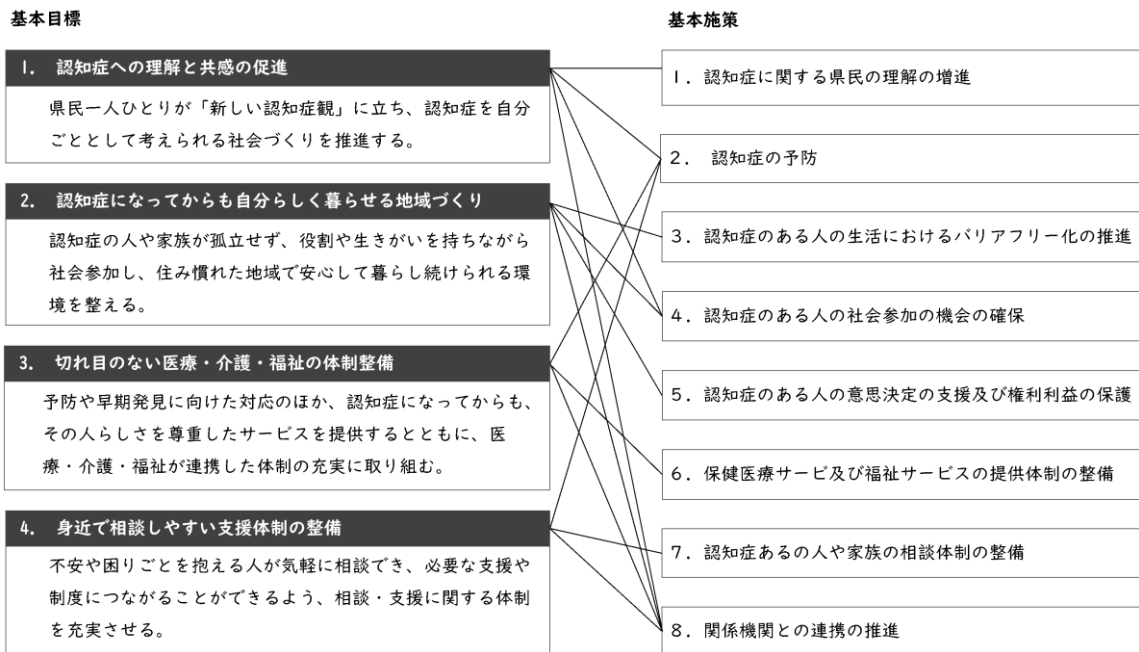
第3節 施策体系

基本理念および基本目標を踏まえ、本計画では、国の「認知症施策推進基本計画」に沿って、8つの基本施策を柱として総合的に推進します。

秋田県認知症施策推進計画 計画体系

基本理念	【尊厳の尊重】	認知症になってからも、尊厳を保持する一人の人間であることを尊重する。
	【本人主体】	認知症の人を、「支える対象」ではなく「権利の主体」として位置づける。
	【理解と共感】	認知症を正しく理解し、全ての人が自分ごととして考える。
	【自分らしさの尊重】	認知症になってからも自分らしく暮らし続けられるよう、できることや個性を生かす。
	【共生】	誰もが対等な地域の一員として支え合い、共に生きる。
	【備え】	誰もが誰もが認知症になり得ることを前提に、発症を遅らせ、認知症になってからも進行が緩やかになるよう、科学的知見を共有しリスクに備える。

目指す姿 (ビジョン)	認知症があってもなくても、県民一人ひとりが互いに尊重し、支え合いながら、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる秋田を実現する。
----------------	--



第4章 基本施策と重点施策

前章で示した8つの基本施策について、ここではそれぞれの方向性と主な取組の考え方を示します。とりわけ、すべての取組の基盤となる「認知症に関する県民の理解の増進」は、本県の重点施策として位置づけます。

認知症に対する理解を深めることは、本人や家族が尊重され、地域全体で支え合う社会を築くうえでの出発点です。国が示す「新しい認知症観」に基づき、認知症になっても一人ひとりが能力を発揮し、希望をもって暮らし続けられるという考え方を共有し、県民一人ひとりが自分ごととして認知症を理解し支え合う地域づくりを進めます。

第1節 認知症に関する県民の理解の増進

認知症は誰もがなり得る身近なものです。認知症になってからも、本人や家族が安心して暮らしていくためには、「新しい認知症観」にもとづき、認知症への理解を深めていくことが大切です。

認知症になると何もわからなくなるといったイメージを脱却し、認知症のある人が自らの意思によって生活を営むことができる共生社会の基盤となります。

本県では、認知症サポーターの養成や普及啓発の取組を進めてきました。今後は、世代や立場を超えて認知症について学び、本人・家族・地域が共に支え合う関係を育む社会づくりを進めていきます。

<主な取組>

① 正しい知識の普及と啓発の充実

- ・認知症月間を中心に、広報紙や SNS など多様な媒体を活用して認知症への理解促進を図ります。
- ・地域イベントや出前講座など、日常の暮らしの中で学べる機会を広げます。
- ・認知症サポーター養成講座やその講師となるキャラバン・メイトの養成を継続的に実施し、新しい認知症観に触れ、認知症に関する理解を深める学びの場として充実させます。
- ・やさしい日本語や図解など、誰にでも分かりやすい情報発信に努めます。

② 学校教育・社会教育における学びの推進

- ・県教育委員会と連携し、小中学生を対象とした認知症サポーター養成を進めます。
- ・高校・大学・社会教育施設などにおいても、認知症への理解を深める学習機会を設け、次世代の意識啓発を図ります。

③ 本人による発信の推進

- ・認知症のある人が、自らの体験や思いを語る場を設けます。また、作品や音楽など、多様な表現を通して地域に発信する機会を設けます。
- ・「あきたオレンジ大使（認知症希望大使）」の活動を支援し、本人の声を地域に届けます。
- ・認知症サポーター養成講座等における体験談の発表など、本人の言葉や自分らしく生きる姿を発信します。

④ 地域や職場での理解促進

- ・企業や団体と連携し、職場での認知症を理解するための研修の実施を推進します。
- ・商店、金融機関、交通機関など、生活に身近な場所での見守り・配慮の取組を広げます。

<今後の取組方針>

「新しい認知症観」に基づく発信を一層強化し、本人・家族・地域が共に学び、語り合いながら、県民一人ひとりが日常生活の中で自然に認知症を理解し、支え合える環境づくりを進めていきます。認知症に関する理解をさらに広げ、本人や家族の尊厳を守りながら、地域全体で支え合う社会を実現していきます。

第2節 認知症の予防

認知症そのものを完全に防ぐことは難しいものです。生活習慣や人との関わり、心身の健康を保つことで、発症のリスクを下げ、発症を遅らせ、進行を緩やかにする可能性があると考えられています。

気になる変化に早く気づき、医療や相談につながる道筋が地域にあることも重要です。

<主な取組>

① 日常の中で取り組める予防の推進

- ・「予防」の正しい意味（発症リスクを下げ、発症を遅らせ、進行を緩やかにする）を広く周知し、県民が身近な生活の中で取り組めるよう啓発を行います。
- ・生活習慣病との関連を踏まえ、食事・運動・社会参加を柱とした健康づくり活動を支援します。
- ・通いの場、地域の集い、サロン、認知症カフェなど、日常の中で人と関わる機会の継続を支援します。
- ・加齢性難聴（聴こえ）への気づきと補聴器等の適切な対応が、孤立の防止や認知機能の維持に寄与することを周知します。
- ・認知症のある人と家族の会など関係団体と連携し、認知症の予防に関する情報発信や、気づきにつながるチェックリストの普及を進めます。

② 早期発見・早期対応に向けた連携体制の整備

- ・認知症疾患医療センターを中心に、認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支援センターなどが連携し、早期発見・早期対応につながる体制づくりを進めます。
- ・アルツハイマー型認知症の新薬適用対象となる軽度認知障害（MCI）等を早期に把握し、専門医療へつなげるための情報共有を強化します。
- ・認知症疾患医療センター間の情報交換や事例検討を通じて、地域における支援体制の質を高めます。

<今後の取組方針>

生活習慣の改善や社会参加など、日常の行動が認知症の予防につながることを県民に広く伝え、誰もが無理なく取り組める「日常予防」の定着を図ります。また、医療・介護・福祉の関係機関や地域団体との連携を深め、気づきから受診、支援まで切れ目なくつながる体制を整えます。

科学的知見や地域の実践成果を踏まえながら、効果的な予防施策を継続的に検討・発展させていきます。

第 3 節 認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進

認知症のある人が地域で安心して暮らし続けるためには、移動や買い物、金銭管理、災害時の避難など、日常生活のさまざまな場面での障壁（バリア）を減らし、誰もが使いやすい環境を整えることが欠かせません。

本県では、物理的な施設整備に留まらず、制度や意識の面も含めた「認知症バリアフリー」の取組を進めます。

<主な取組>

① 地域における生活支援体制の整備

- ・「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例」に基づき、すべての県民が安全で快適に生活できる環境づくりを推進します。
- ・条例に定める施設整備基準に適合した施設への「バリアフリー適合証」の交付や、「秋田県バリアフリー推進賞（知事表彰）」による優れた取組の普及を図っています。
- ・災害時における要配慮者の支援体制として、「災害福祉広域支援ネットワーク協議会」や「災害派遣福祉チーム（DWAT）」を整備します。
- ・市町村に対し、「避難行動要支援者名簿」の作成や福祉避難所の確保、ボランティアとの連携などの取組を支援します。

② 交通の安全と移動支援

- ・「第Ⅱ次秋田県交通安全計画」に基づき、高齢者の交通事故防止を最重要課題とし、反射材着用の啓発、免許返納支援、歩道整備などの取組を進めます。
- ・認知症のある人が安心して交通機関を利用できるよう、関係機関と連携して安全で利用しやすい交通環境づくりを推進します。
- ・ヘルプマーク等の普及啓発を進め、認知症のある人が困った際に適切な配慮や支援を受けられる環境づくりを推進します。

③ 地域で見守る体制の構築

- ・ライフライン事業者や宅配業者など地域の資源を活用した見守り体制の構築を支援します。
- ・GPS や ICT を活用した見守りシステムの導入を促進するとともに、老人クラブや地域ボランティアによる訪問活動など、多様な主体が連携した地域ぐるみの見守り活動を推進します。
- ・行方不明事案発生時には、警察や自治体、事業所、地域住民等の関係機関が連携し、早期発見・保護に努めます。

⑤ デジタル化への対応

- ・デジタル機器の操作に不安を感じる高齢者に対し、スマートフォンの利用支援などを行う「なんでもスマホ相談会」を開催し、情報格差の解消に取り組みます。

<今後の取組方針>

認知症のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えるため、施設整備だけでなく、社会の意識や制度、デジタル環境を含めた総合的なバリアフリー化を進めます。

特に、地域の見守りネットワークの強化、災害時の支援体制の充実、そして日常生活のあらゆる場面での配慮が自然に行き届く社会づくりを推進します。また、企業や事業者が認知症のある人に配慮した製品やサービスを提供できるよう、官民連携による理解促進と支援の仕組みを整えていきます。

第4節 認知症のある人の社会参加の機会の確保

認知症になってからも地域の中で自然に人とつながり、自分らしい時間や表現を続けられることは、共生社会の実現に向けた大切な視点です。

本人の経験や思いを、言葉だけでなく、作品や音楽など、さまざまなかたちで表現できる機会を広げることは、認知症に関する理解を深める契機となります。

また、働き盛りの世代で発症する若年性認知症のある人に対しては、就労や生活の継続に向けた切れ目のない支援体制を整えることが求められています。

<主な取組>

① 本人による発信と共有の推進

- ・認知症のある人が、自らの経験や思いを語るだけでなく、作品や音楽など、多様な表現を通して地域とつながる機会をひらきます。
- ・県では、「あきたオレンジ大使（認知症希望大使）」の活動を支援し、本人の声を地域に届けます。

② 社会参加と交流の機会の確保

- ・認知症のある人や家族が孤立しないよう、認知症カフェや家族の集いなど、交流や情報共有の場の運営を支援します。
- ・社会とのつながりの中で本人の望む暮らしに近づけ、本人も地域の一員として、役割や生きがいを持てるよう、チームオレンジの設置を促進します。
- ・県の各種会議（認知症施策推進ネットワーク会議、認知症予防部会など）に、本人や家族が委員として参画できる体制を整え、施策への意見反映を図ります。

③ 若年性認知症のある人への支援の推進

- ・発症初期から高齢期まで、本人の状態に応じた支援を受けられるよう、医療・介護・福祉・雇用など多職種が連携する支援体制を整備します。
- ・若年性認知症コーディネーターを配置し、生活・就労・医療などに関する相談支援を実施します。
- ・市町村や関係機関と連携し、若年認知症サロン「つばみの会」の活動を支援しながら、早期の気づきや受診につながる普及啓発を行います。
- ・関係職員を対象とした研修を実施し、地域で相談しやすい体制の整備を進めます。

④ 企業や事業主への理解促進

- ・若年性認知症支援コーディネーター等と連携し、企業に対して若年性認知症の特性や就労支援についての啓発を行います。
- ・「若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き」（令和3年 12 月厚生労働省）を活用し、就労継続に向けた取組の促進を図ります。

<今後の取組方針>

認知症のある人が社会の中で生きがいを持ち、役割を果たしながら暮らし続けられるよう、本人の意思を尊重した社会参加の機会を広げます。地域活動や交流の場を支援するとともに、本人や家族の発信を通じて社会全体の理解を深めます。

また、若年性認知症のある人については、発症初期から高齢期まで一貫した支援体制の充実を図り、就労継続や生活の安定に向け、医療・福祉・企業等の連携を強化していきます。

第 5 節 認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護

認知症のある人が自らの意思に基づいて生活を選び取り、安心して暮らせるよう支えることが求められています。あわせて、消費被害や虐待などから権利と生活を守る仕組みを整えることも重要です。

県では、認知症のある人の意思決定支援、消費者被害や虐待の防止、成年後見制度の活用促進などを通じて、本人の尊厳と権利を守る取組を進めます。

<主な取組>

① 意思決定支援の推進

- ・厚生労働省が策定した「認知症のある人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第2版）」（令和7年3月）を周知し、医療・介護・福祉の現場での活用を促進します。
- ・本人の意思を大切にする支援のあり方について、研修や事例検討を通じて理解の促進を図ります。
- ・人生の最終段階における意思を尊重するため、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組を推進します。

② 消費者被害の防止と対応

- ・「秋田県消費者施策推進計画」（令和7年3月）に基づき、認知症高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見、被害拡大防止に取り組めます。
- ・市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置を促進し、地域での見守り体制を強化します。
- ・秋田県警察や弁護士会等と連携し、啓発パンフレットの配布や SNS 等を活用したタイムリーな情報発信を行います。
- ・高齢者安全・安心アドバイザーによる訪問活動を通じて、特殊詐欺などの被害防止に向けた指導・啓発を進めます。

③ 高齢者虐待防止の推進

- ・「高齢者虐待防止法」に基づき、介護サービス事業所における虐待防止検討委員会の設置や研修の実施が義務化されました。
- ・県では、市町村や地域包括支援センター職員、介護施設の管理者等を対象とした研修会を開催し、虐待事案への対応力向上を図ります。
- ・地域における虐待防止体制の整備や、関係機関との連携強化を支援します。

④ 成年後見制度の利用促進

- ・「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月）を踏まえ、市町村による市民後見人養成事業への補助を行い、担い手の確保・育成を進めます。
- ・秋田版市民後見人養成カリキュラムを策定し、実践的な研修を通じて市民後見人の育成を支援します。
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの関係団体と連携し、市町村職員や地域包括支援センター職員等の知識向上を図る研修を実施します。

<今後の取組方針>

認知症のある人が自らの意思に基づいて生活を選び、安心して地域で暮らし続けられるよう、意思決定支援の取組を広げていきます。

ガイドラインの普及とACPの推進を通じて、本人の意思を尊重する支援の定着を図ります。また、消費者被害や虐待の防止、成年後見制度の活用を一体的に進め、地域全体で認知症のある人の権利を守る体制を強化していきます。

第6節 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備

認知症のある人が、発症初期から進行期・終末期に至るまで、安心して暮らし続けられるようにするためには、医療・介護・福祉が切れ目なく連携する体制が不可欠です。

本県では、専門的な医療提供体制の充実とあわせて、医療・介護・地域支援に携わる人材の育成を進め、地域全体で支え合う基盤づくりに取り組みます。

<主な取組>

① 専門的で質の高い医療提供体制の整備

- ・旧老人福祉圏域（旧二次医療圏域）ごとに少なくとも1か所の認知症疾患医療センターを指定し、身近な地域で鑑別診断や専門的相談が受けられる体制を整備します。
- ・圏域再編後も、県内どの地域に住んでいても同様の医療が受けられるよう、現行の設置体制を維持します。
- ・秋田県医師会と連携し、認知症サポート医やかかりつけ医等に対する研修・フォローアップを継続して実施します。
- ・診断後の生活や介護に関する不安軽減のため、認知症疾患医療センターに精神保健福祉士等の専門職を配置し、医療から生活支援への円滑な連携を図ります。
- ・新しい治療法（薬物療法等）に関する情報提供・相談体制を整備し、本人・家族が適切に選択できる支援を進めます。

② 人材の確保・養成と資質向上

- ・介護職員、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員などの医療従事者、認知症地域支援推進員、初期集中支援チーム等を対象に、認知症の理解と対応力の向上に向けた研修を実施します。
- ・介護職員には、基礎研修から実践・リーダー研修まで、段階的な人材育成の仕組みを整えます。
- ・e ラーニング等により、現場で働きながら学び続けられる受講環境を整備します。

<今後の取組方針>

認知症のある人が必要な支援を安心して受けられるよう、地域ごとの医療提供体制を維持・充実させるとともに、診断後に生活支援へつながる一貫した支援の流れを強化していきます。

あわせて、医療・介護・地域支援に携わる多様な人材に対する研修と育成を継続し、地域で支援の質を支える基盤をさらに高めていきます。

第 7 節 認知症のある人や家族の相談体制の整備

認知症のある人や家族が、不安や悩みを一人で抱え込むことなく、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えることが大切です。

医療・介護・福祉の関係機関が連携し、本人や家族の状況に応じて必要な支援につなげるとともに、同じ立場の人同士が支え合える場を広げていくことが求められています。

<主な取組>

① 総合的な相談体制の整備

- ・地域包括支援センターを中心に、認知症や介護に関する相談を受け付け、必要な支援につなげていきます。
- ・電話や対面のほか、LINE を活用した「ケアラーサポート LINE 秋田」など、家族が気軽に相談できる環境を整備します。
- ・各圏域に設置された認知症疾患医療センターでは、専門的な医療相談や鑑別診断を行い、医療と介護の連携を図ります。
- ・若年性認知症のある人や家族からの生活・就労・医療等の相談に対応するため、若年性認知症コーディネーターを配置し、関係機関との連携強化を進めます。
- ・認知症カフェや家族の集いなど、交流の場を通じて、心理的・生活的な負担軽減を図ります。

② 情報提供と支援ネットワークの充実

- ・認知症の予防から人生の最終段階まで、相談・医療・介護サービスの流れを分かりやすく示す「認知症ケアパス」を作成・活用します。

- ・令和7年4月1日現在、23市町村で導入しており、引き続き作成・更新・周知を支援します。
- ・関係機関や専門職の連携を促し、本人・家族が必要な時に適切な支援につながる体制を整備します。

＜今後の取組方針＞

本人や家族が安心して相談できる場を確保し、早い段階から適切な支援につながるよう体制を強化します。地域包括支援センターや医療機関、若年性認知症コーディネーターなど、多様な相談窓口の連携を深め、切れ目のない支援を推進します。

また、認知症ケアパスの作成・更新・活用を促進し、本人の視点や生活の実感が反映されるよう、本人や家族の意見を取り入れながら改善を進めます。

あわせて、本人が安心して語り合える交流の場を支援し、互いに寄り添い合いながら暮らしを続けられる地域の仕組みを育てていきます。

第8節 関係機関との連携の推進

認知症施策を効果的に進めるためには、医療・介護・福祉・行政・企業など、多様な主体が情報を共有し、役割を分担しながら連携することが欠かせません。

本県では、医療機関、地域包括支援センター、支援者、企業など、分野を超えたネットワークづくりを進め、県全体として切れ目のない支援体制の構築を目指します。

＜主な取組＞

① 医療機関連携体制の強化

- ・軽度認知障害（MCI）を含む早期段階からの支援を推進するため、認知症疾患医療センター、認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支援センターなどの連携体制を強化します。
- ・すべての認知症疾患医療センターに認知症疾患医療連携協議会を設置し、地域の医療・介護・福祉関係者が連携して課題共有や支援体制の調整を行います。
- ・認知症疾患医療センター間の連携を図り、県全体で均質な医療提供体制を維持するための研修会や情報共有を行います。

② 地域連携及び支援者ネットワークの強化

- ・市町村が設置するチームオレンジの立ち上げ・運営を支援し、地域における認知症のある人や家族への支援体制を整えます。
- ・キャラバン・メイトやチームオレンジの活動を支援する地域コーディネーターの養成研修を実施し、支援者同士の情報交換や実践共有を促進します。

- ・「認知症の人と家族の会」など、本人や家族が自発的に集う活動と連携し、安心してつながり続けられる場を支えます。
- ・県・市町村・医療機関・地域団体など、多様な主体が参加するネットワーク会議等を開催し、地域で支援を担う人材や組織の連携を強化します。

③ 若年性認知症支援ネットワークの構築

- ・若年性認知症コーディネーターを中心に、医療・介護・福祉・雇用などの関係機関が連携した支援体制を整備します。
- ・若年認知症サロン「つばみの会」をはじめ、本人や家族が自然に出会い、思いを分かち合える場が続いていくよう、活動を支えます。
- ・発症初期から高齢期まで切れ目なく支援が受けられるよう、関係機関の情報共有や支援方法の検討を進めます。

<今後の取組方針>

多様な主体が協働し、地域全体で認知症のある人と家族を支えるネットワークをより強固なものとし、医療・介護・福祉分野の連携に加え、企業・教育・地域団体など、生活に関わる幅広い分野との連携を拡充し、社会全体で支える仕組みを推進します。

また、若年性認知症を含む多様なニーズに対応できるよう、関係機関間の情報共有と連携の仕組みを整備し、相談・支援・就労・社会参加の各段階をつなぐ体制づくりを進めていきます。

第5章 秋田県認知症施策推進計画の目標・指標

各指標は、本県が掲げる4つの基本目標に対応し、行政として継続的に把握しながら、施策の推進状況を確認できるよう選定しています。

1. 認知症への理解と共感の促進

- ・ 認知症に関して正しい知識を持って理解し、認知症のある人や家族を温かく見守り、応援をする県民を増やします。
- ・ 県民が本人と出会い「新しい認知症観」に触れることで共感や共生の第一歩となるよう、認知症サポーター養成講座には、できることややりたいことで本人が参画することを促進します。

	直近値	目標値	データの出典	目標の考え方
認知症サポーター数(累計)	136,960人 (R7.6.30)	164,500人 (R12.6.30)	全国キャラバンメイト連絡協議会 8月判明分	直近3年の平均 5,406人増。 5,500人／年の増加を目指す。
認知症サポーター養成講座に本人が参画する市町村数	3市町村 (R7)	20市町村 (R12)	県調べ	年々増加させることを目指す。

2. 認知症になってからも自分らしく暮らせる地域づくり

- ・ 認知症を経験している本人の視点・気づき・思いは、想像では得難い貴重なものです。認知症施策推進計画の策定や評価、認知症ケアパスの更新などに、本人が参画して思いを伝え、その声が生かされるよう推進します。
- ・ 本人がやりたいことや実現したい暮らしが叶えられるよう、その手助けをチームオレンジの活動で実現するため、チームオレンジ設置と活動内容の充実を促進します。

	直近値	目標値	データの出典	目標の考え方
本人参画による市町村認知症施策推進計画策定市町村数	0市町村 (R7)	25市町村 (R12)	県調べ	全市町村の策定を目指す。
チームオレンジ設置市町村数	11市町村 (R7.10.31)	25市町村 (R12)	県調べ	全市町村の設置を目指す。

3. 切れ目のない医療・介護・福祉の体制整備

- 必要で適切な治療や支援を受けながら暮らしを継続するため、医師をはじめとする医療従事者や介護従事者に、適切な知識・技術の修得を推進します。
- 予防や早期発見には、認知症への関心が高くない層にも、多様なアプローチで関心を持ってもらう必要があります。従来の認知症施策にはない新しい切り口での取組を推進します。

	直近値	目標値	データの出典	目標の考え方
医療・介護従事者を対象とした認知症に関する研修修了者数（累計）	8,756 人 (R6)	11,306 人 (R11)	県調べ 前年度末実績 (当該年度判明)	直近 3 年の平均 500 人増。510 人 ／年増加を目指す。
難聴を切り口とした 予防・早期発見に取り 組む市町村数	4 市町村 (R7)	23 市町村 (R12)	県調べ	ほとんどの市町村 での実施を目指す。

4. 身近で相談しやすい支援体制の整備

- 地域の身近な相談・支援は、地域包括支援センターが中心となる一方、専門的医療の対応は認知症疾患医療センターが中心を担います。本人や家族、地域の関係機関からの相談など、認知症疾患医療センターでは、高度で専門的な相談に対応します。
- 若年性認知症の支援は医療や介護だけでなく、就労、社会保障、子育てなど幅広い分野にまたがります。若年性認知症支援コーディネーターが、本人の課題に寄り添い、適切な情報へのつなぎ役として若年性認知症のある人を支援します。
-

	直近値	目標値	データの出典	目標の考え方
認知症疾患医療センターの相談対応件数	3,517 件 (R6)	4,000 件 (R11)	認知症疾患医療センター実績報告 前年度末実績（当該年度判明）	直近 3 年で最多の R4 年度の水準 (3,981 件)に回復 させる。
若年性認知症支援コ ーディネーターの相談 対応件数	141 件 (R6)	190 件 (R11)	県調べ 前年度末実績 (当該年度判明)	直近 3 年の平均 135 人。5 年で 50 件の増加を目指す。